

新 協 業 9 2 号

平成28年11月18日

内閣府

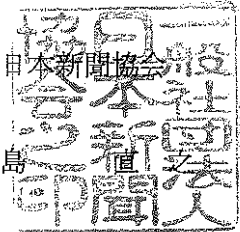
消費者委員会

委員長 河 上 正 二 殿

一般社団法人日本新聞協会

販売委員会

委員長 島



成年年齢引き下げに伴う若年層の消費者被害防止・救済策の検討について

民法の成年年齢が引き下げられた場合における新たな成年となる者の消費者被害防止・救済策を審議されている貴委員会に対し、当協会は対応策によって事業者の正当な営業活動が阻害されることがないように慎重な検討を要望いたします。

まずは、新成年となる若年層に対する消費者教育の充実が必要であり、事業者側の自主的な取り組みの強化によって対応すべきだと考えます。

新聞は選挙の際、どの候補者や政党に投票するか判断材料を有権者に提供する役割も果たしています。選挙権年齢が引き下げられた今、若者が政治に関心を持ち、投票先を決めるうえでも重要な情報源になります。消費者問題についても同様です。このように、若者に新聞への接触機会を減らす要因につながるような対応策は、消費者教育の機会をも減じてしまう恐れがあります。

先の特定商取引法見直しの際に、貴委員会専門調査会がまとめた報告書では、訪問販売等の勧誘に関する対策として「法執行の強化」「自主規制の強化」「相談体制等の強化・充実」「情報共有・連携の促進」「高齢者被害対策の強化」「消費者教育の推進」が挙げられました。また、「国、地方公共団体、国民生活センター、全国の消費生活センター並びに民間の団体及び事業者が、相互に連携・協力しつつ、積極的に前へ進めることが必要である」ことが指摘されました。

現在、新聞界は自主的な取り組みを強化している最中です。現時点で、貴委員会がどのような対応策を検討されているかは承知しておりませんが、こうした事業者側の取り組みなどを理解いただき、貴委員会での慎重な審議をあらためて求めます。

以 上

